

議会議案第1号

安中市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

安中市議会の個人情報の保護に関する条例を次のように改正する。

令和7年3月21日提出

提 出 者 議会運営委員会

委員長 佐藤 貴 雄

安中市議会議長 梶 次 雄 様

安中市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

安中市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年安中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条10項」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条第10項中の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表中の改正規定（「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日

（2） 第54条から第56条までの改正規定 令和7年6月1日

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

安中市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、安中市情報公開条例(平成18年安中市条例第18号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	(定義) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、安中市情報公開条例(平成18年安中市条例第18号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
第 39 条 第 1 項 又は第12条第1項及び第2項 第12条第5項の規定により読み替えて	第 39 条 第 1 項 又は第12条第1項及び第2項 第12条第5項の規定により読み替えて

	の規定に違反して利用されているとき	適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送

	の規定に違反して利用されているとき	適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送

付又は業務上必要な連絡のために利用
する記録情報を記録した個人情報ファ
イルであって、送付又は連絡の相手方の
氏名、住所その他の送付又は連絡に必要
な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためそ
の発意に基づき作成し、又は取得する個
人情報ファイルであって、記録情報を専
ら当該学術研究の目的のために利用す
るもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たな
い個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファ
イルに準ずるものとして議長が定める
個人情報ファイル

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところに
より、議長に対し、議会の保有する自己を
本人とする保有個人情報の開示を請求する
ことができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代
理人又は本人の委任による代理人(以下こ
の章において「代理人」と総称する。)は、
本人に代わって前項の規定による開示の請
求(以下この章及び第49条において「開示請
求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与
等)

第28条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、第25条第1項の決定(以下この章にお
いて「開示決定」という。)に先立ち、当該
第三者に対し、議長が定めるところにより、
開示請求に係る当該第三者に関する情報の
内容その他議長が定める事項を書面により
通知して、意見書を提出する機会を与えな
ければならない。ただし、当該第三者の所在
が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

付又は業務上必要な連絡のために利用
する記録情報を記録した個人情報ファ
イルであって、送付又は連絡の相手方の
氏名、住所その他の送付又は連絡に必要
な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためそ
の発意に基づき作成し、又は取得する個
人情報ファイルであって、記録情報を専
ら当該学術研究の目的のために利用す
るもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たな
い個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファ
イルに準ずるものとして議長が定める
個人情報ファイル

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところに
より、議長に対し、_____自己を
本人とする保有個人情報の開示を請求する
ことができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代
理人又は本人の委任による代理人(以下____
_____「代理人」と総称する。)は、
本人に代わって前項の規定による開示の請
求(以下_____「開示請
求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与
等)

第28条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、第25条第1項の決定(以下_____
_____「開示決定」という。)に先立ち、当該
第三者に対し、議長が定めるところにより、
開示請求に係る当該第三者に関する情報の
内容その他議長が定める事項を書面により
通知して、意見書を提出する機会を与えな
ければならない。ただし、当該第三者の所在
が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第49条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係る

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係る

ものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。